

中小企業振興のための条例制定に向けての提言

滋賀県は、中小企業の割合が企業数で全事業所の 99.9%、従業者数で 83.2%と、その比率が高く、地域と一体となって経済活動をしている。すなわち、本県の経済と雇用を支えているのは中小企業といっても過言ではない。本県における中小企業の振興は、県経済全体の発展、県民生活の向上、地域の活性化およびまちづくりにつながるものといえる。

しかし、近年の経済活動の国際化や世界的な経済危機などが、県経済にも大きく影響を及ぼしており、県内の中小企業は、製造業を中心に厳しい状況にある。また、商店街における空き店舗の増加や、中小企業における後継者不足など、様々な問題が生じており、県経済の中心を担う中小企業の活性化が急務となっている。

こうした中で、政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業が光り輝き、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、国においても平成 22 年 6 月 18 日に「中小企業憲章」が閣議決定されたところであり、本県においても、中小企業振興に関する施策の基本となる事項を定め、着実に実行することが求められている。

知事は、そのマニフェストにおいて、また平成 22 年 11 月定例会においても、中小企業振興のための条例の制定を掲げている。

経済雇用対策特別委員会では、平成 19 年度から中小企業振興施策の基本的事項を定め、中小企業の発展を推進することによって県経済の発展および県民生活の向上に資する条例の制定が必要である、との認識のもとに、学識経験者からの意見聴取や先進県への調査など、議論を進めてきたところである。こうした中で、中小企業振興のための条例について、経済雇用対策特別委員会としての意見を集約したので、次のとおり提言する。

平成 23 年 1 月 27 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県議会経済雇用対策特別委員会
委員長 江畑 弥八郎

1 条例の早期制定

知事は、平成 22 年 11 月定例会において、条例制定には 2 年程度の期間が必要と答弁されているが、厳しい経済情勢の中にある現在の中小企業の状況を考えれば、策定期間の短縮を図り、早期に条例を制定されることを求める。

2 徹底した実態調査の実施

本委員会県外視察で訪れた埼玉県や宮城県においては、県職員が中小企業を直接訪問することによる実態調査が行われ、その結果が施策に反映されている。こうした実態調査は、実態把握はもとより、何よりも県の熱意が伝わったことが大きな成果である。

本県においても、同様の調査を実施することにより、徹底した実態把握を行った上で、その結果を反映した条例制定を求める。

3 条例制定に当たっての県民参加および機運の醸成

条例の制定に当たっては、条例制定検討会議等への県民の参加や、シンポジウムの開催等を行うことにより、県民、中小企業、中小企業団体、学識経験者、大学等が参画し、その意見を反映した条例とすることが必要である。

4 条例に盛り込むべき事項

(1) 中小企業振興に当たっての基本理念等

中小企業振興施策を行うに当たっては、中小企業による自主的な努力が必要なことはもちろん、県、大企業、大学、県民等がそれぞれ果たすべき役割を明記し、県全体で取り組む姿勢が必要である。また、少子化等による市場の縮小が危惧される中で、中小企業の振興を図るには、中小企業の振興と地域の活性化が相乗効果を発揮するような取組が進められる必要がある。中小企業振興施策を県が一丸となってい、県民への理解を求めていくためには、基本理念の明確化とその共有は不可欠であることから、条例での基本理念、県、中小企業および関係者の役割等について明記されることを求める。

(2) 中小企業振興施策の検証

県が行う中小企業振興施策について、毎年度検証するとともに、その検証結果を中小企業振興施策に適切に反映させなければならない。また、検証に際しては、県民、中小企業、中小企業団体、学識経験者、大学等その他の関係者の意見を聴取し、実態を把握し、その意見を考慮することが必要であることから、条例での明記を求める。

(3) 財政上の措置

適切な中小企業振興施策が効果的に行われるために必要な財政措置が講じられるよう、条例での明記を求める。

5 中小企業振興推進体制

より一層、中小企業振興を部局横断的に進めていくため、直接的に中小企業に関わる事業を担当する組織を知事直轄で設置することを提案する。